

○黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金交付要綱

令和2年3月27日

告示第18号

(趣旨)

第1条 この告示は、黒潮町補助金等交付規則（平成18年黒潮町規則第46号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町は、町内の受入企業等が外国人技能実習生及び特定技能外国人（以下「実習生等」という。）を受入れるための住環境等の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、実習生等の住環境の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人技能実習生 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民のうち、町内に住所を有するもので、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表に規定する技能実習に係る在留資格をもって在留するものをいう。
- (2) 特定技能外国人 住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民のうち、町内に住所を有するもので、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表に規定する特定技能に係る在留資格をもって在留するものをいう。
- (3) 受入企業等 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第6項に規定する実習実施者及び出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）に規定する分野の事業者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるいずれにも該当する受入企業等とする。ただし、黒潮町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成26年黒潮町規則第4号）第2条第2項第5号に定める排除措置対象者である場合は、補助対象者とししない。

- (1) 町内に事業所を有すること。
- (2) 前号の事業所に実習生等を受入れすること。
- (3) 次のアからカまでに掲げる町税等を滞納していないこと。

ア 黒潮町税条例（平成18年黒潮町条例第58号）に規定する町税

イ 黒潮町国民健康保険税条例（平成１８年黒潮町条例第６１号）に規定する国民健康保険税

ウ 黒潮町介護保険条例（平成１８年黒潮町条例第１３３号）に規定する保険料

エ 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成１９年高知県後期高齢者医療広域連合条例第２９号）に規定する保険料であつて、町が徴収する保険料

オ 黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する規則（平成２７年黒潮町規則第１２号３）に規定する保育料

カ アからオまでに附帯する延滞金

（補助金の交付対象工事）

第５条 補助金の交付対象となる工事は、次に掲げる工事とする。

（１） 実習生等が居住する住宅の住宅整備工事（住宅新築工事及び住宅改修工事をいう。以下同じ。）

（２） 実習生等が居住する住宅の住宅設備に関する整備工事

（補助金の交付要件）

第６条 補助金の交付対象となる要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

（１） 実習生等が居住する住宅であること。

（２） 補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）完了後３年間は、実習生等の居住の用に供するものであること。

（３） 同一敷地内のマンション及びアパートのような集合住宅並びに戸建住宅及び長屋については１住宅とみなして、補助金の交付を行うものとする。

（４） 補助金を申請する受入企業等が、過去に補助金の交付を受けていない１住宅であること。

（５） 住宅を借り受ける補助対象者が、住宅の改修工事及び住宅の設備に関する整備工事を行う場合は、住宅の所有者に工事の同意及び原状回復義務の免除についての同意を得ていること。

（６） 住宅の整備工事及び住宅の設備に関する整備工事は、町内に事務所若しくは事業所を有する法人又は町内の個人事業所に施工を依頼するものとし、補助対象者自らが住宅の整備及び住宅の設備に関する整備工事を行う場合は、町内に事務所若しくは事業所を有する法人又は町内の個人事業所から材料購入、器具レンタル等を行うものであること。ただし、特別な事情がある場合は、町長と協議を行い認められたものであること。

（７） この補助金の申請をした日の属する年度の３月１０日までに、補助事業を完了すること。

（補助金の額）

第７条 補助金の額は、１住宅当たり５０万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、複数の受入企業等の実習生等が1住宅に居住する場合は、1受入企業等当たり50万円を上限とする。

3 補助金に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 町税等納付状況確認同意書

(2) 黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金交付申請に係る入居実習生等名簿

(3) 外国人技能実習計画認定通知書又は1号特定技能外国人支援計画認定通知書の写し

(4) 雇用契約書又は特定技能雇用契約書の写し

(5) 申請者と住宅所有者が異なる場合は、住宅所有者の同意書

(6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第9条 町長は、前条の申請を受理したときは、審査するものとし、申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めるときは、黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更等)

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）の提出があったときは、その申請内容の審査を行い決定するものとし、その決定内容を黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金変更（中止、廃止）承認通知書（様式第5号）により、当該補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに、黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金実績報告書（様式第6号）に補助事業の成果が分かる関係書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告の提出があったときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、必要に応じて現地調査等により検査し、完成確認調書（様式第7号）により適合と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、黒潮町外国人実習生住環境等整備事業費補助金確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金は、前条に規定する補助金額の確定後に交付するものとする。

（受領委任払）

第14条 町長は、補助事業者の一時的な費用負担の軽減を図るため、補助事業者から補助金の請求及び受領する権限の委任を受けた住宅整備施工業者及び住宅設備整備施工業者（以下「施工業者」という。）に対し、補助金を支払うことができるものとする。

2 受領委任払（補助金の請求及び受領する権限を施工業者に委任する方法をいう。以下同じ。）を利用しようとする補助事業者は、第11条に規定する実績報告に黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金受領委任払届出書（様式第9号）を添えて、町長に届け出なければならない。

3 受領委任払により補助金を受領する施工業者は、黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金交付請求書（受領委任払用）（様式第10号）に黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金に係る請求及び受領委任状（様式第11号）を添えて、町長に請求しなければならない。

4 町長は、前項に規定する請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（3） 規則又はこの告示に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金交付取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金返還命令書（様式第13号）により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助台帳)

第17条 町長は、補助金による住環境等の整備状況を明確にするため、黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金交付台帳（様式第14号）を備え付けるものとする。

(情報の開示)

第18条 補助事業に関して、黒潮町情報公開条例（平成18年黒潮町条例第12号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第9条第1項に規定する非公開情報以外は、原則として開示するものとする。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(検討)

2 町長は、この告示の施行後3年を経過した場合において、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

附 則（令和5年3月22日告示第17号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

黒潮町長 様

申請者 所在地
名 称
代表者名

黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金交付申請書

黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類等を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円（千円未満の端数は切捨て）

2 事業計画書

住 宅	所 在 地	黒潮町		
	名 称			
住 宅 所 有 者	住 所			
	氏 名			
入居実習生等(予定)	入 居 日	年 月 日	入 居 人 数	人
事 業 実 施 予 定 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日		
事 業 の 内 容				
住 宅 整 備 施 工 業 者	住 所			
	名 称			
住 宅 設 備 整 備 施 工 業 者	住 所			
	名 称			

自己施工の場合の材料及びレンタル等の品名並び購入先等	品 名	購入先及びレンタル先		
事業費	住宅整備費	円	住宅設備整備費	円
総事業費		円	補助対象経費	円

3 収支予算書

収 入	予 算 額	支 出	予 算 額
町 補 助 金	円	住 宅 整 備 費	円
自 己 負 担	円	住宅設備整備費	円
計	円	計	円

4 振込口座

金融機関名		支店名	
種別	普通・当座・その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

5 関係書類等 ※①～⑥は共通、⑦～⑨は住宅整備のみ、⑩～⑫は住宅設備整備のみ

【共通】

関係書類

- ① 町税等納付状況確認同意書（別紙１）
- ② 黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金交付申請に係る入居実習生等名簿（別紙２）
- ③ 技能実習計画認定通知書又は１号特定技能外国人支援計画認定通知書の写し
- ④ 雇用契約書又は特定技能雇用契約書の写し
- ⑤ 住宅所有者の同意書（別紙３）※申請者と住宅所有者が異なる場合のみ
- ⑥ その他町長が必要と認める書類

【住宅整備】

- ⑦ 整備等工事の設計書の写し（改修の場合は実施箇所及び内容が確認できる間取り図等）
- ⑧ 整備等工事の見積書又は契約書の写し（町内業者であること）
- ⑨ 整備等施工前の現場写真（外観、内観及び施工箇所各所）

【住宅設備整備】

- ⑩ 設備整備工事の設計書の写し（整備箇所及び内容が確認できる間取り図等）
- ⑪ 整備工事の見積書又は契約書の写し（町内業者であること）
- ⑫ 整備施工前の現場写真（施工箇所各所）

別紙 1

町税等納付状況確認同意書

私は、黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金交付要綱第 4 条第 3 号に規定する町税等の納付について確認するため、町長が私の次の町税等の納付状況を調査することに同意します。

- (1) 町民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 特別土地保有税
- (5) 国民健康保険税
- (6) 介護保険料
- (7) 後期高齢者医療保険料
- (8) 保育料

年 月 日

黒潮町長 様

申請者 所在地

名 称

代表者名

(代表者名は、自署又は記名押印)

別紙 2

黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金交付申請に係る入居実習生等名簿

受入企業等 所 在 地
 企 業 名
 代表者氏名

外国人技能実習生又は特定技能外国人居住住所 黒潮町_____

番号	フリガナ 氏 名	国 籍 (国又は地域名)	生 年 月 日 (西 暦)	性別	入居年月日
1			年 月 日		年 月 日
2			年 月 日		年 月 日
3			年 月 日		年 月 日
4			年 月 日		年 月 日
5			年 月 日		年 月 日
6			年 月 日		年 月 日
7			年 月 日		年 月 日
8			年 月 日		年 月 日
9			年 月 日		年 月 日
10			年 月 日		年 月 日

注

- 1 記載欄が不足する場合は、行数を適宜追加して記載すること。
- 2 外国人技能実習生又は特定技能外国人の入居が予定の場合は、入居年月日欄には入居予定日を記入すること。

別紙 3

住宅所有者の同意書

私が所有する下記の住宅について、申請者が黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金を利用して住宅の改修工事及び住宅設備に関する整備工事を行うこと並びに工事施工箇所の原状回復義務を免除することを承諾します。

記

- 1 住宅所在地
- 2 住宅の名称
- 3 申請者の名称
- 4 申請者の所在地
- 5 工事の内容

年 月 日

黒潮町長 様

住所

氏名

(氏名は、自署又は記名押印)

様式第 2 号（第 9 条関係）

黒潮指令第 号
年 月 日

様

黒潮町長 ⑩

黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金について、下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金の交付条件

- （1） 補助事業者は、補助事業の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。
- （2） 黒潮町補助金等交付規則及び黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- （3） この補助金の交付条件に違反したときは、補助金の全部又は一部を取り消し、若しくは返還させることがあること。

様式第 3 号（第 9 条関係）

黒潮指令第 号
年 月 日

様

黒潮町長 ㊟

黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金について、下記の理由により交付することができませんので通知します。

記

不交付決定理由

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

黒潮町長 様

補助事業者 所在地
名称
代表者名

黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け黒潮指令第 号により補助金の交付決定通知のありました黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金に係る事業について、変更（中止、廃止）したいので、下記のとおり変更（中止、廃止）することについて申請します。

記

1 補助事業の変更

住 宅 所 在 地	黒潮町	
摘 要	変 更 前	変 更 後
総 事 業 費	円	円
補 助 対 象 経 費	円	円
補 助 金 額	円	円
変 更 内 容 及 び 変 更 理 由		
添 付 資 料	(1) 変更内容及び変更箇所を確認することができる書類 (2) 変更後の見積書（変更がある場合のみ） (3) その他必要な書類	

2 補助事業の中止、廃止

中止、廃止の理由	
----------	--

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

黒潮指令第 号
年 月 日

様

黒潮町長 ⑩

黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金変更（中止、廃止）承認通知書

年 月 日で変更（中止、廃止）承認申請のあった黒潮町外国人技能実習生
住環境等整備事業費補助金について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額

（1）変更前 金 円

（2）変更後 金 円

2 補助事業中止（廃止）の承認の理由（不承認の場合は、その理由）

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

黒潮町長 様

補助事業者 所在地
名称
代表者名

黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け黒潮指令第 号で補助金の交付（変更）決定を受けた黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金に係る事業が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

1 補助金実績報告額 円（千円未満の端数は切捨て）

2 事業実績

住 宅	所 在 地	黒潮町		
	名 称			
住 宅 所 有 者	住 所			
	氏 名			
入 居 実 習 生 等	入 居	年 月 日	入居人数	人
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
事業の内容				
住 宅 整 備 者 施 工 業 者	住 所			
	名 称			
住 宅 設 備 整 備 者 施 工 業 者	住 所			
	名 称			

自己施工の場合 の材料及びレン タル等の品名並 び 購 入 先 等	品 名	購入先及びレンタル先		
事 業 費	住 宅 整 備 費	円	住 宅 設 備 整 備 費	円
補 助 対 象 経 費		円	補 助 金 交 付 決 定 額	円

3 収支精算書

収 入	精 算 額	支 出	精 算 額
町 補 助 金	円	住 宅 整 備 費	円
自 己 負 担	円	住宅設備整備費	円
計	円	計	円

4 関係書類

【住宅整備費関係書類】

- ① 施工実施箇所、施工内容の分かる図面や書類
- ② 対象工事に係る契約書及び領収書（受領委任払いの場合は、請求書）の写し
- ③ 整備後の完成写真（施工実施箇所各 1 枚）
- ④ その他町長が必要とする書類

【住宅設備整備費関係書類】

- ⑤ 施工実施箇所、施工内容の分かる図面や書類
- ⑥ 対象工事に係る契約書及び領収書（受領委任払いの場合は、請求書）の写し
- ⑦ 施工後の完成写真（施工実施箇所各 1 枚）
- ⑧ その他町長が必要とする書類

様式第7号（第12条関係）

町 長		完 成 確 認 調 書			
		事業名 (指令番号)			
副町長		年 度	年度	完成確認種別	完成 出来高
		補 助 事 業 費		完成確認回数	回 目
課 長		補 助 金 等 交 付 決 定 額		立 会 人 (補助事業者)	
		補 助 金 等 交 付 決 定 日	年 月 日	立 会 人 (職 員)	
課 長 補 佐		補 助 事 業 者		完 成 確 認 年 月 日	
		事業実施期間	自 年 月 日 至 年 月 日	補 助 事 業 費 出 来 高 金 額	
係 長		完 成 年 月 日	年 月 日	出 来 高 割 合	%
		実 績 報 告 受 理 年 月 日	年 月 日	補 助 金 等 交 付 確 認 額	
係		検査の方法及び 参照した書類		検 査 の 合 否 及 び 意 見	
		上記のとおり、完成（出来高）を確認しましたので報告します。 年 月 日 黒潮町長 様 検査職員 職氏名 ㊟			

備考 正副2通を作成し、副本を支出命令書に添付すること。

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

黒潮指令第 号
年 月 日

様

黒潮町長 印

黒潮町外国人技能実習生住環境等整備費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金の額を確定したので、通知します。

記

交付決定通知日	年 月 日	補助年度	年度
交 付 確 定 額	円		

様式第 9 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

黒潮町長 様

補助事業者 所在地

名 称

代表者名

黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金受領委任払届出書

私は、黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金の受領を下記の施工業者に委任する予定ですので、届け出ます。

記

1 住宅整備施工業者

住 所	
名 称	
代 表 者 氏 名	
電 話 番 号	

2 住宅設備整備施工業者

住 所	
名 称	
代 表 者 氏 名	
電 話 番 号	

3 添付書類

自己負担がある場合はその領収書の写し

様式第 10 号（第 14 条関係）

年 月 日

黒潮町長 様

受任者 所在地
名称
代表者名
電話番号

黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金交付請求書（受領委任払用）

年 月 日付け黒潮指令第 号により確定通知のあった黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金について、黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金交付要綱第 14 条第 3 項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付確定額 金 円

2 補助金請求額 金 円

3 振込口座

金融機関名		支店名	
種別	普通・当座・その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※ 口座名義人は受任者と同一であること。

4 添付書類 黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金に係る請求及び受領委任状（様式第 11 号）

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

黒潮町長 様

黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金に係る請求及び受領委任状

私は、 年 月 日付け黒潮指令第 号により補助金の確定の通知
を受けた黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金（金 円）
に係る請求及び受領する権限について、下記の受任者に委任します。

委任者（補助事業者）

〒

住 所

名 称

代表者名

（代表者名は、自署又は記名押印）

私は、上記の委任者に係る黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金の委任
事項を受任することに同意し、当該委任者の黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業
の代金として受領することを承諾します。

受任者（施工業者）

〒

住 所

名 称

代表者名

（代表者名は、自署又は記名押印）

様式第 1 2 号（第 1 5 条関係）

黒潮指令第 号
年 月 日

様

黒潮町長 ⑩

黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金交付取消通知書

年 月 日付け黒潮指令第 号によって交付決定通知した
黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金の交付を、下記の理由により
取り消しましたので通知します。

記

1 補助金の取消額 円

2 補助金の取消理由

様式第 1 3 号（第 1 6 条関係）

黒潮指令第 号
年 月 日

様

黒潮町長 印

黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金返還命令書

年 月 日付け黒潮指令第 号で補助金の交付を取り消した黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金について、下記のとおり返還を命じます。

記

1 補助金返還額 円

(1) 金額算定表

交 付 決 定 額	円
既 交 付 額	円
補助金の取消額	円
返 還 金 額	円

(2) 返還方法

2 返還期限 年 月 日

様式第 1 4 号（第 1 7 条関係）

黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金交付台帳

	年度
受入企業等名	
所 在 地	
代 表 者 氏 名	
住 宅 の 名 称	
住 宅 所 在 地	
住 宅 所 有 者	
交 付 決 定 日	年 月 日
交 付 年 月 日	年 月 日
補助事業完了日～ 交付要件満了日 （3年間受入）	年 月 日～ 年 月 日
実習生等入居日	年 月 日
事 業 費 総 額	円
補助金交付額	円
補助金使途内容	
備 考	

様式第 1 号 (第 8 条関係)
様式第 2 号 (第 9 条関係)
様式第 3 号 (第 9 条関係)
様式第 4 号 (第 1 0 条関係)
様式第 5 号 (第 1 0 条関係)
様式第 6 号 (第 1 1 条関係)
様式第 7 号 (第 1 2 条関係)
様式第 8 号 (第 1 2 条関係)
様式第 9 号 (第 1 4 条関係)
様式第 1 0 号 (第 1 4 条関係)
様式第 1 1 号 (第 1 4 条関係)
様式第 1 2 号 (第 1 5 条関係)
様式第 1 3 号 (第 1 6 条関係)
様式第 1 4 号 (第 1 7 条関係)